

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

日向市準備委員会

第2回総会



つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会



第26回全国障害者スポーツ大会

日時 令和6年8月6日(火)

会場 日向市中央公民館

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会 第2回総会 次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第1号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会委員及び役員等の変更について …………… P 1
- ・報告第2号 第81回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに
第26回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について …… P 3
- ・報告第3号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
開催準備経過について …………… P 4
- ・報告第4号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会第1回常任委員会での決定事項について…… P 5
 - ① 日向市開催推進総合計画
 - ② 日向市準備委員会専門委員会規程

(2) 承認事項

- ・承認第1号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和6年度暫定収支予算 …………… P 14

(3) 審議事項

- ・議案第1号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和5年度事業報告 …………… P 15
- ・議案第2号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和5年度収支決算 …………… P 17
- ・議案第3号 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の設置 (案)
…………… P 19

4 閉 会

《参考》

- [資料1] 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会委員及び役員等名簿 …………… P 24
- [資料2] 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会会則 …………… P 27
- [資料3] 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会総会から常任委員会への委任事項 …………… P 32

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会委員及び役員等の変更について

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会則第8条第1項及び第3項に基づき、日向市準備委員会委員及び役員等の変更について、次のとおり報告します。

【会長】

(順不同・敬称略)

所属団体・役職名	新任者	前任者
日向市 市長	西村 賢	十屋 幸平

【副会長】

所属団体・役職名	新任者	前任者
日向市 副市長	(職務代行者) 濱田 卓己	黒木 秀樹

【常任委員】

所属団体・役職名	新任者	前任者
日向市議会 副議長	日高 和広	三樹 喜久代
一般社団法人 宮崎県バスケットボール協会 代表理事会長	神戸 博明	上元 康正
特定非営利活動法人 宮崎県サーフィン連盟 理事長	小島 岳史	中村 義浩
宮崎県高等学校体育連盟県北支部 支部長	鬼束 美和	吉玉 拓
日向市小学校校長会 会長	平田 哲	四角目 浩行
宮崎県県立学校長協会 日向地区理事	鬼束 美和	山腰 美穂子
宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合日向支部 支部長	谷口 勝	長友 宏八郎
一般社団法人 宮崎県バス協会県北支部 支部長	黒木 重人	岸上 昭二
一般社団法人 日向市東臼杵郡医師会 会長	今給黎 承	千代反田 晋

【委員】

所属団体・役職名	新任者	前任者
宮崎海上保安部 日向海上保安署 署長	中村 敬一	池田 栄作
宮崎県日向土木事務所 所長	迫 節夫	中原 学
日向警察署 署長	竹内 賢次	梅原 守
東郷町商工会 会長	寺原 孝幸	鶴田 太美
一般社団法人 日向青年会議所 理事長	黒木 基広	石原 英明
公益社団法人 宮崎県栄養士会 理事	村田 麻衣子	新名 巳枝
日本郵便株式会社日向郵便局 局長	堀 大介	秋吉 雄一

所属団体・役職名	新任者	前任者
日向市消防団 団長	都甲 牧人	帆足 武男
日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会 会長	古賀 弘徳	足立 佳代
日向市総合政策部 部長	濱田 卓己	日高 章司
日向市市民環境部 部長	歌津 京子	佐藤 眞理
日向市福祉部 部長	東原 留美子	藤本 一三
日向市建設部 部長	土谷 和利	古谷 政幸
日向市上下水道局 局長	大坪 真司	松尾 昇一
日向市議会事務局 局長	野別 秀二	濱田 卓己
日向市教育委員会 教育部長	堀田 浩一	小林 英明
日向市消防本部 消防長	長曾我部 慎二	松木 巖生

所属団体・役職名(新)	所属団体・役職名(旧)	氏名
J Aみやざき日向地区本部 地区本部長	日向農業協同組合 代表理事組合長	海野 真吾
九州電力株式会社延岡営業センター 副センター長	九州電力株式会社日向営業所 所長	藤本 正晴
九州旅客鉄道株式会社宮崎支社 延岡駅長	九州旅客鉄道株式会社宮崎支社 企画・運輸課長	菊池 建次

【顧問】

所属団体・役職名	新任者	前任者
宮崎県議会 議員	日高 博之	西村 賢
		日高 博之

【参与】

所属団体・役職名	新任者	前任者
日向市議会 議員	三樹 喜久代	日高 和広
株式会社宮崎日日新聞社 日向支局長	佐藤 暢彦	西脇 寛
株式会社宮崎放送 延岡支社長	田中 久泰	今別府 京子

第81回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに
第26回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

令和6年7月17日（水）に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、第81回国民スポーツ大会の開催地及び会期が決定された。

併せて、第26回全国障害者スポーツ大会の開催地についても決定した。

○第81回国民スポーツ大会の開催地及び会期

開催地：宮崎県

会期：令和9年9月26日（日）～10月6日（水）

[日向市での開催競技]

- ① 正式競技…………バスケットボール、軟式野球
ソフトボール、バレーボール（ビーチバレーボール）
- ② デモンストレーションスポーツ…………サーフィン

○第26回全国障害者スポーツ大会の開催地

開催地：宮崎県

[日向市での開催競技]

- ① 正式競技…………グラウンドソフトボール（身体）
※青森大会以降は名称をブラインドベースボールに変更

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催準備経過について

※ は市関係分

年度	月	内 容
平成26年度 (2014年度)	2	(公財)宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会が、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成27年度 (2015年度)	4	宮崎県知事が、文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
		宮崎県知事が、(公財)日本体育協会に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	(公財)日本体育協会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)
平成29年度 (2017年度)	10	「第81回国民体育大会宮崎県準備委員会」の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成30年度 (2018年度)	7	正式競技ソフトボールの会場地として選定
	1	正式競技軟式野球の会場地として選定
令和元年度 (2019年度)		正式競技ビーチバレーボールの会場地として選定
	7	宮崎県準備委員会が名称を「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
令和2年度 (2020年度)	9	第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を令和9年に1年延期することが決定
	10	正式競技ビーチバレーボールの中央競技団体正規視察
	11	正式競技軟式野球の中央競技団体正規視察
	2	全国障害者スポーツ大会正式競技ソフトボール(知的)の会場地として選定 デモンストレーションスポーツサーフィンの会場地として選定
令和3年度 (2021年度)	8	(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び三重県の4者が三重国体及び三重大会を中止することを決定
	10	正式競技ソフトボールの中央競技団体正規視察
令和4年度 (2022年度)	7	第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が内定
令和5年度 (2023年度)	4	総合政策課内に「国スポ・障スポ大会準備室」を設置
	7	正式競技バスケットボールの会場地として選定
	8	「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会」の設立発起人会を開催
	11	「日向市準備委員会」の設立総会、第1回総会及び第1回常任委員会を開催
	1	正式競技バスケットボールの中央競技団体正規視察
	2	全国障害者スポーツ大会正式競技グランドソフトボール(身体)の会場地として選定 ※開催競技がソフトボール(知的)からグランドソフトボール(身体)へ変更
3	「日向市準備委員会」の第1回専門委員会(合同会議)を開催	
令和6年度 (2024年度)	5	(公財)日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察
	7	日本スポーツ協会理事会において第81回国民スポーツ大会の宮崎県開催と会期(11日間)の決定が承認され、併せて第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催も決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 第1回常任委員会での決定事項について

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会第1回常任委員会での決定事項について、次のとおり報告します。

- ① 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市開催推進総合計画

- ② 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会専門委員会規程

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

日向市開催推進総合計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「宮崎国スポ・障スポ」という。）を成功に導くため、日向市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が日向市に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

宮崎国スポ・障スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが宮崎国スポ・障スポ開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の日向市の発展につなげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思ってもらえるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年	
国体(国入不開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	
組織	大会開催内定	国スポ・障スポ大会準備室設置 設立発起人会開催 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催	日スポ協・文科省総合視察 大会開催-会期決定 実行委員会へ改組				
		総務企画 総務企画委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催		庁内推進本部設置	リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	
	県との連絡調整	開催推進総合計画策定	企業協賛取組要項策定	リハ大会経費後討	リハ大会予算編成	大会経費予算編成	
	(1) 総務企画 (2) 財務	全体会期調査	リハ大会経費取組要項策定 リハ大会経費後討 識別用品整備要項策定 リハ大会識別用品整備 遺失物・拾得物取扱要項策定 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 保険加入要項策定 リハ大会保険加入	リハ大会経費取組要項策定 リハ大会経費後討 識別用品整備要項策定 リハ大会識別用品整備 遺失物・拾得物取扱要項策定 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 保険加入要項策定 リハ大会保険加入	リハ大会経費取組要項策定 リハ大会経費後討 識別用品整備要項策定 リハ大会識別用品整備 遺失物・拾得物取扱要項策定 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 保険加入要項策定 リハ大会保険加入	リハ大会経費取組要項策定 リハ大会経費後討 識別用品整備要項策定 リハ大会識別用品整備 遺失物・拾得物取扱要項策定 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 保険加入要項策定 リハ大会保険加入	大会識別用品整備 大会遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
	(3) 広報		広報基本計画策定・広報活動	ホームページ(SNS含む)開設・運営			大会報告書作成
(4) 市民運動		市民運動基本計画策定 ボランティア募集要項策定 ボランティア募集等の検討	市民運動の推進 ボランティア募集・研修 ボランティアマニュアル策定 リハ大会ボランティア業務計画策定	ボランティア募集・研修 ボランティアマニュアル策定 リハ大会ボランティア業務計画策定	ボランティア募集・研修・配置	ボランティア募集・研修・配置	
(5) 観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画策定	観光・おもてなし実施要項策定 案内所・休憩所等設置運営要項策定 売店設置運営要項策定	観光・おもてなし実施要項策定 案内所・休憩所等設置運営要項策定 売店設置運営要項策定	観光・おもてなし実施要項策定 案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	観光・おもてなし実施要項策定 案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	
総務企画専門委員会							
第26回全国障害者スポーツ大会							
第81回国民スポーツ大会							
第81回国民スポーツ大会							
						大会報告書配付	

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

日向市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会則（令和5年11月14日施行）第13条第3項の規定に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年11月14日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防防災及び警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和6年度暫定収支予算

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会則第14条第1項の規定に基づき、令和6年度に実施する事業や事務局の運営に係る経費のうち、年度当初から総会開催までの期間における必要額について、暫定収支予算を次のとおり専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【収入】

(単位：円)

科目	予算額	備考
繰越金	633,808	令和5年度繰越金
合計	633,808	

【支出】

(単位：円)

科目	予算額	備考
総務費	383,808	
会議費	200,000	総会開催経費、食糧費、手数料等
事務局費	183,808	消耗品費、通信運搬費等
開催推進費	250,000	
広告啓発費	150,000	啓発グッズ制作費等
調査研究費	100,000	視察調査費等
合計	633,808	

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和5年度事業報告

1 会議の開催

(1) 総会

- ・設立発起人会（令和5年8月8日）
- ・設立総会及び第1回総会（令和5年11月14日）

(2) 常任委員会

- ・第1回常任委員会（令和5年11月14日）

(3) 専門委員会

- ・第1回専門委員会〔合同会議〕（令和6年3月12日）

2 開催準備業務の推進

(1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進
総合計画の策定

(2) 広報啓発活動

- ・「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」啓発物作成及び配布

(3) 各種調査業務

- ・県競技団体等と連絡調整のもと県準備委員会が行う各種調査への回答を作成
競技用具整備計画調査、練習会場調査、競技補助員編成調査、
競技別リハーサル大会開催意向調査、競技会会期調査 他

3 先催地の調査研究

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察調査

- ・ビーチバレーボール（大崎町：令和5年9月）
- ・ソフトボール（南九州市、指宿市：令和5年10月）
- ・バスケットボール（いちき串木野市、薩摩川内市：令和5年10月）
- ・軟式野球（鹿児島市、薩摩川内市、日置市：令和5年10月）
- ・グランドソフトボール（指宿市：令和5年10月）

(2) 燃ゆる感動かごしま国体事業概要説明会への出席

- ・大崎町事業概要説明会（令和5年12月）
- ・指宿市及び南九州市合同事業概要説明会（令和5年12月）
- ・いちき串木野市、薩摩川内市及び始良市合同事業概要説明会（令和5年12

月）

(3) SAGA2024国スポ・全障スポ競技別リハーサル大会の視察調査

- ・ビーチバレーボール（伊万里市：令和5年7月）
- ・ソフトボール（白石町、太良町：令和5年9月）
- ・バスケットボール（唐津市：令和6年3月）

4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- ・市町村担当国会議（令和5年5月、11月）
- ・宮崎県準備委員会総会（令和5年7月）
- ・バスケットボール競技中央競技団体正規視察（令和6年1月）
※正規視察事前協議（令和5年9月、11月、令和6年1月）
- ・用具整備計画調査県ヒアリング（令和5年12月、令和6年2月）
- ・企業協賛市町村担当者説明会（令和6年3月）
- ・競技団体及び共催市町との競技会会期及び競技会場等に係る調整 など

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和5年度収支決算

【収入】

(単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	現計 予算額	決算額	備考
市負担金	833,000		833,000	833,000	日向市負担金
諸収入	1,000		1,000	1	預金利息
合計	834,000	0	834,000	833,001	

【支出】

(単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	現計 予算額	決算額	備考
総務費	500,000	0	500,000	100,193	
会議費	330,000		330,000	84,485	消耗品費、食糧費、手数料
事務局費	170,000		170,000	15,708	消耗品費、備品購入費
開催推進費	334,000	0	334,000	99,000	
広報啓発費	334,000		334,000	99,000	啓発グッズ製作費
合計	834,000	0	834,000	199,193	

【収入額】 833,001円 — 【支出額】 199,193円 = 【差引額】 633,808円

(差引額については次年度へ繰越)

監 査 報 告

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会則第17条の規定に基づき、令和5年度の収支決算に関する証拠書類及び関係諸帳簿について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和6年 4 月 12 日

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会
監事 日向市総務部長

黒木 升男 

監事 日向市会計管理者

福良 由実子 

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会
会 長 西 村 賢 様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の設置(案)

1 趣旨

令和6年7月17日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、宮崎県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2027年（令和9年）の開催が決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

2 実行委員会設置の概要

(1) 名称

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会

(2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会及び専門委員会は、実行委員会に引き継ぐものとする。

(3) 役員等

役員、委員、顧問、参与及び専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与及び専門委員を充てるものとする。

3 会則等の改正

(1) 組織名称の変更に伴い、準備委員会の会則等を改正する。

(2) これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規程のうち、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に読み替え、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

【参考：国民スポーツ大会開催基準要項】

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

(2)～(5) [略]

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会会則の一部改正（案）

新旧対照表

改正前	改正後
<p>第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会則</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 準備委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日向市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p> <p>第2章 組織 (組織)</p> <p>第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会会則</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日向市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p> <p>第2章 組織 (組織)</p> <p>第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

<p>(役員の選任)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、<u>準備委員会</u>を代表し、会務を総理する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 監事は、<u>準備委員会</u>の財務を監査する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから<u>準備委員会</u>の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第9条 <u>準備委員会</u>に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第10条 <u>準備委員会</u>に、次に掲げる会議を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>第11条～第14条 [略]</p> <p>第5章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 <u>準備委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>第6章 会計</p> <p>(経費)</p> <p>第16条 <u>準備委員会</u>の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、<u>実行委員会</u>を代表し、会務を総理する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 監事は、<u>実行委員会</u>の財務を監査する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから<u>実行委員会</u>の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第9条 <u>実行委員会</u>に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第3章 会議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第10条 <u>実行委員会</u>に、次に掲げる会議を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>第11条～第14条 [略]</p> <p>第5章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 <u>実行委員会</u>の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>第6章 会計</p> <p>(経費)</p> <p>第16条 <u>実行委員会</u>の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(予算及び決算)</p> <p>第17条 <u>準備委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第18条 <u>準備委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。</p> <p>2 <u>準備委員会</u>の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第7章 解散</p> <p>(解散)</p> <p>第19条 <u>準備委員会</u>は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 <u>準備委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、日向市に帰属するものとする。</p> <p>第8章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この会則に定めるもののほか、<u>準備委員会</u>の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。</p>	<p>(予算及び決算)</p> <p>第17条 <u>実行委員会</u>の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第18条 <u>実行委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第7章 解散</p> <p>(解散)</p> <p>第19条 <u>実行委員会</u>は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、日向市に帰属するものとする。</p> <p>第8章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和6年8月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会の委員、役員、顧問、参与及び専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」と読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会総会から常任委員会への委任事項の一部改正（案）

新旧対照表

改正前	改正後
第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会総会から常任委員会への委任事項	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会総会から常任委員会への委任事項
第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。 1～6 [略]	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。 1～6 [略]

附 則

この会則委任事項は、令和 6 年 8 月 6 日から施行する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会委員及び役員等名簿

(順不同・敬称略)

【会長】1名

〔新任者については備考欄に「*」を記載〕

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市関係	日向市	市長	西村 賢	*

【副会長】6名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ協会	会長	田中 隆幸	
産業・経済	日向商工会議所	会頭	三輪 純司	
宿泊・観光・衛生	一般社団法人 日向市観光協会	会長	黒木 繁人	
市議会	日向市議会	議長	松葉 進一	
市関係	日向市	副市長	(職務代行者) 濱田 卓己	*
	日向市教育委員会	教育長	今村 卓也	

【常任委員】21名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市議会	日向市議会	副議長	日高 和広	*
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	会長	寺村 明之	
	宮崎県ソフトボール協会	会長	押川 尚生	
	宮崎県軟式野球連盟	会長	井料田 豊	
	一般社団法人 宮崎県バスケットボール協会	代表理事会長	神戸 博明	*
	特定非営利活動法人 宮崎県サーフィン連盟	理事長	小島 岳史	*
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ推進委員協議会	会長	寺田 新一郎	
	日向地区小学校体育連盟	会長	原口 靖	
	日向地区中学校体育連盟	会長	山之口 雅彦	
	宮崎県高等学校体育連盟県北支部	支部長	鬼束 美和	*
教育・学校関係	日向市小学校校長会	会長	平田 哲	*
	日向市中学校校長会	会長	横山 博章	
	宮崎県県立学校長協会	日向地区理事	鬼束 美和	*
社会団体	日向市区長公民館長連合会	会長	黒木 末人	
宿泊・観光・衛生	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合日向支部	支部長	谷口 勝	*
	宮崎県飲食業生活衛生同業組合日向支部	支部長	田崎 澄	
通信・運輸	一般社団法人 宮崎県バス協会 県北支部	支部長	黒木 重人	*
	一般社団法人 宮崎県タクシー協会 日向支部	支部長	飯沼 智宏	
医療・福祉	一般社団法人 日向市東臼杵郡医師会	会長	今給黎 承	*
	社会福祉法人 日向市社会福祉協議会	会長	黒木 正一	
	特定非営利活動法人 日向市障害者団体連絡協議会	理事長	佐藤 正由	

【監事】2名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市関係	日向市総務部	部長	黒木 升男	
	日向市	会計管理者	福良 由実子	

【委員】48名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
国・県関係	宮崎海上保安部 日向海上保安署	署長	中村 敬一	*
	宮崎県日向保健所	所長	豊嶋 典世	
	宮崎県日向土木事務所	所長	迫 節夫	*
	日向警察署	署長	竹内 賢次	*
市競技団体	日向地区バレーボール協会	会長	山口 正義	
	日向市ソフトボール協会	会長	松岡 保	
	日向市軟式野球連盟	会長	新名 敏文	
	日向地区バスケットボール協会	会長	鉄井 正	
	日向市サーフィン連盟	理事長	甲斐 俊作	
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ少年団本部	本部長	日高 博之	
	ひむかYOUゆうクラブ	会長	黒木 円治	
教育・学校関係	日向市保育協議会	会長	藤井 さとみ	
産業・経済	JAみやざき日向地区本部	地区本部長	海野 真吾	
	東郷町商工会	会長	寺原 孝幸	*
	日向市商店会連合会	会長	木浦 善勝	
	日向地区建設業協会	会長	黒木 繁人	
	耳川広域森林組合	代表理事組合長	平野 浩二	
	日向市漁業協同組合	代表理事組合長	是澤 喜幸	
	一般社団法人 日向青年会議所	理事長	黒木 基広	*
宿泊・観光・衛生	日向市民宿組合	組合長	橋口 修	
	公益社団法人 宮崎県栄養士会	理事	村田 麻衣子	*
	日向地区食品衛生協会	会長	黒木 廣伸	
	日向市食生活改善推進協議会	会長	御手洗 希世子	
通信・運輸	日本郵便株式会社 日向郵便局	局長	堀 大介	*
	西日本電信電話株式会社 宮崎支店	支店長	横奥 宏明	
	九州電力株式会社 延岡営業センター	副センター長	藤本 正晴	
	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社	延岡駅長	菊池 建次	*
医療・福祉	日向市・東臼杵郡歯科医師会	会長	田村 俊二	
	一般社団法人 日向市・東臼杵郡薬剤師会	会長	黒木 武	
	公益社団法人 宮崎県看護協会	日向・東臼杵地区理事	富山 由美	
警備・消防	日向地区交通安全協会	会長	長谷川 実利	
	日向市消防団	団長	都甲 牧人	*
社会团体	日向市PTA協議会	会長	葛西 了一	
	日向市青少年指導員連絡協議会	会長	那須 清行	
	日向市高齢者クラブ連合会	会長	弓削 哲郎	
	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	会長	古賀 弘徳	*
	日向市文化連盟	会長	花柳 絹太	
市関係	日向市総合政策部	部長	濱田 卓己	*
	日向市市民環境部	部長	歌津 京子	*
	日向市福祉部	部長	東原 留美子	*
	日向市健康長寿部	部長	若藤 公生	
	日向市商工観光部	部長	長友 正博	
	日向市農林水産部	部長	福永 鉄治	
	日向市建設部	部長	土谷 和利	*
	日向市上下水道局	局長	大坪 真司	*
	日向市議会事務局	局長	野別 秀二	*
	日向市教育委員会	教育部長	堀田 浩一	*
	日向市消防本部	消防長	長曾我部 慎二	*

【顧問】5名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
県議会議員	宮崎県議会	議員	日高 博之	
市教委関係	日向市教育委員会	教育長職務代理者	垣内 正俊	
	日向市教育委員会	教育委員	是澤 利保	
	日向市教育委員会	教育委員	黒木 智美	
	日向市教育委員会	教育委員	児玉 広美	

【参与】25名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市議会議員	日向市議会	議員	黒木 高広	
	日向市議会	議員	黒木 正	
	日向市議会	議員	黒木 克彦	
	日向市議会	議員	高橋 由美	
	日向市議会	議員	友石 司	
	日向市議会	議員	柏田 公和	
	日向市議会	議員	河野 ひとみ	
	日向市議会	議員	三輪 邦彦	
	日向市議会	議員	黒木 雅由	
	日向市議会	議員	黒木 健二	
	日向市議会	議員	三樹 喜久代	*
	日向市議会	議員	近藤 勝久	
	日向市議会	議員	黒木 英和	
	日向市議会	議員	帆足 武男	
	日向市議会	議員	壱岐 紘明	
	日向市議会	議員	小林 隆洋	
	日向市議会	議員	成合 進也	
日向市議会	議員	畝原 幸裕		
報道関係	株式会社 宮崎日日新聞社	日向支局長	佐藤 暢彦	*
	株式会社 夕刊デイリー新聞社	日向支社長	松下 勝文	
	株式会社 ケーブルメディアワイワイ	日向局局長代理	黒木 渡	
	株式会社 毎日新聞社	延岡通信部 記者	重春 次男	
	株式会社 読売新聞西部本社	延岡支局長	尾谷 謙一郎	
	株式会社 宮崎放送	延岡支社長	田中 久泰	*
	株式会社 テレビ宮崎	延岡支社長	井上 雅陽	

計 108 名

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、日向市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 日向市を代表する者
- (2) 日向市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、日向市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは

- あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、日向市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年11月14日から施行する。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会則第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。